

第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政方針」・「金融レポート」の策定・公表（資料2-1-1、2-1-2参照）

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」（平成25事務年度においては「金融モニタリング基本方針」）や業態毎の「監督方針」として策定・公表してきた。また、26事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、27事務年度以降においては、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何を指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて、「金融行政方針」として公表することとしている。また、「金融行政方針」については、PDCAサイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価し、毎年、「金融レポート」として公表するとともに、その評価を翌事務年度の「金融行政方針」に反映させることとしている。

そのため、28事務年度においては、「平成27事務年度金融行政方針」の進捗状況や実績等の評価について、28年9月に「平成27事務年度金融レポート」として公表するとともに、これを踏まえ、28年10月に「平成28事務年度金融行政方針」を公表した。

「平成28事務年度金融行政方針」においては、金融庁は、引き続き、

- ① 金融システムの安定/金融仲介機能の発揮、
- ② 利用者保護/利用者利便、
- ③ 市場の公正性・透明性/市場の活力

を確保することにより、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すこととした。

第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部等が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関や中小企業経営者等との間で意見交換を行っている。

1. 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（平成28事務年度は8、10、1、4月）、定例的に開催している。会議には、関東及び近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2. 理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局理財部長をメンバーとする会議で、年2回（28事務年度は11、3月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

3. 地方における業務説明会

金融庁幹部等が各地域に赴き、年1回（28事務年度は10～11月）、地域金融機関の役員や中小企業経営者等を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

28事務年度は、地域金融機関と「金融行政方針」等についてフリーディスカッションを行ったほか、中小企業に対して、企業ヒアリングの結果や金融仲介の改善に向けた取組み等の説明を行った。

第3節 職員の任用等

I 高度な専門知識を有する職員の確保・育成

金融庁が組織として高い成果を出していくためには、組織として不断に自己改革を行い、職員一人ひとりが省益ではなく真の国益を絶えず追求し、困難な課題にも主体的（プロアクティブ）に取り組んでいくことが必要である。

こうした観点から、以下のとおり、組織として力を発揮できる体制に向けた取り組みや金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取り組みを行った。

1. 組織として力を発揮できる体制に向けた取り組み

金融庁職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」について、各種研修等の機会をとらえて職員へ周知・徹底したほか、庁内ポータルサイトのトップページに掲載する等、様々な機会を捉えて職員への浸透を図った。

また、全職員を対象とした組織活性化アンケート調査等を通じ明らかになった組織運営上の課題解決に向けて、出来るものから順次取り組みを開始した。

(1) 人事評価・人材育成

人材育成文化の醸成と職員の主体的な取組みを促すために、人材育成のための人事評価制度の位置付けの明確化・職員への周知や、部下を持つ職員を対象としたマネジメントに係る業績目標設定の必須化等により、上司による職員の人材育成・マネジメント意識の向上を図るとともに、困難な課題に主体的・積極的に取り組む職員を適切に評価するための仕組みを職員に周知するなど、人事評価の運用の見直しを行った。

また、職員の専門性を向上させるための取組みの一環として、中長期的なキャリアパスに関する希望や進路の悩み等について、職員と人事当局が直接面談する機会（キャリア面談）を設けた。

(2) 職場環境の改革

事務の効率化をはじめ、テレワークの実施拡大、フレックスタイム制の活用を推進するとともに、超過勤務の縮減やリフレッシュ休暇の取得促進といった職場環境改革を進め、斬新な発想が湧き出るためのワークライフバランスの実現に取り組んだ。

2. 金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組み

金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で整理した以下の各項目についての中長期的かつ包括的な方針に基づき人事配置等を行った。

(1) 各専門分野における計画的任用

職員の専門性をより高めるため、職員の希望・適性等を勘案しつつ、各職員を金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示及び官房）に振り当てるとともに、各専門分野において特に重要なポストを洗い出し、それらのポストを中心に、各職員の専門分野及び関連分野を軸とした計画的な人事・任用を行った。

また、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を推進しており、採用形態・年齢等にとらわれず、管理職への登用や課長補佐への早期登用を引き続き行った。

(2) 民間専門家の採用・登用等

高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用した。

また、より適切な人事配置や育成に活用するため、民間専門家の詳細なスキル等の把握に努めるとともに、中期的に金融行政に必要とされる専門知識・スキルを洗い出し、それらを担う人材の採用・育成方針について検討を行い、当該方針に基づき人事・任用を行った。

【民間専門家の登用状況】

(単位：人)

	28年3月1日現在	29年3月1日現在
弁 護 士	28	33
公 認 会 計 士	63	67
不動産鑑定士	4	5
アクチュアリー	8	8
研 究 者	1	1
情報処理技術者	34	36
金融実務経験者	222	218
計	360	368

(3) 官民人材交流等の促進

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等の拡大を図る等の取組みを行った。

【出向の状況】

(単位：人)

	28年3月1日現在	29年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	25	24
民間企業等	17	15
地方自治体	3	5
大学教授	2	2
計	47	46

(国内新規派遣先) NRIセキュアテクノロジーズ(株)、和歌山市、養父市

(4) 職員の国際面での対応力強化

金融行政を遂行していく上で、職員の国際面での対応力の向上が必要であることから、国際機関等への出向や海外の大学院への留学を積極的に行うとともに、職員の国際面での対応力を更に強化するため、①海外留学経験者については、帰国後概ね5年以内を目途に国際機関等への出向を行うこととし、そのための出向先の拡大を図る、②若手職員(入庁3年目～4年目)を対象とした「英語研修(リーディングコース)」の充実、③国際会議への随行や海外セミナーへの出席などにより経験を積ませる等の取組みを実施した。

(5) 大学院への留学等

職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行っている。

【大学院への留学等の状況】

(単位：人)

	27年度	28年度
国内大学院(法科、会計、IT、金融等)	7	11
海外大学・大学院(法科、MBA等)	19	18
計	26	29

3. 幹部候補育成課程に基づく職員の育成

将来において幹部職員の候補となり得る管理職員としての職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するため、国家公務員法及び当庁の実施規程等に基づき、幹部候補育成課程の対象者を選定し、多様な勤務経験の機会の付与や、育成課程対象者向けの研修を実施する等、課程の運用に取り組んだ。

II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- (1) 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（28年12月、29年6月）。
- (2) 課長補佐級以上の職員を対象に、倫理監督官（長官）が金融庁職員としての心構えやその考え方などについて講話を実施したほか、再就職等規制に関する特別研修を実施した（29年2月）。
- (3) 全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理・服務・セクハラ研修を実施した（全22回）。

(28事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
1件	1件

III 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁職員の法令遵守に万全を期し、金融行政の透明性、公正性を担保する観点から、15年6月13日に法律の専門家4名により構成される「コンプライアンス対応室」を設置し、情報の受付を始めるとともに、同室顧問である久保利弁護士が郵便により直接情報を受け付ける、いわゆる「ヘルプライン」としての窓口も別途設けている。

公益通報保護法（平成16年法律第122号）の施行（18年4月1日）等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報を適切に処理する一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受け付ける窓口」を設置している（なお、これらの体制整備に合わせ、名称を「法令等遵守調査室」に変更）。

○法令等遵守調査室のメンバー（29年6月1日現在）

室長	田中 豊	（総務企画局参事）
	飯田 龍太	（監督局保険課）
	石田 哲也	（検査局総務課）
	岩井 宏樹	（監督局証券課）
	昆野 明子	（検査局総務課）
	鈴木 俊裕	（総務企画局市場課）
	高橋 瑛輝	（監督局総務課）
	中馬 慎子	（審判官）
	松本 恵理子	（検査局総務課）
	渡部 孝彦	（総務企画局企業開示課）
顧問	久保利 英明	（総務企画局参事）

第4節 研究

I 金融庁における研究

金融庁内において先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、平成13年7月、研究開発室及び研究官を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと開発研修室を束ねる、金融研究研修センターを発足させた。22年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、名称を金融研究センター（以下「センター」という。）、英語名 Financial Services Agency Institute (略称：FSA Institute)へ変更した。

センターの研究部門では、金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、民間有識者やアカデミズムと相互交流を行い、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となるよう、金融行政の理論的基盤をなす質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場への研究の還元・普及に努めている。

II 金融行政の参考となる調査研究の実施

センターでは、庁内各部局の要望に基づいた調査・研究・分析を行っており、その実施にあたっては、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用している。

29年6月末現在における研究官・特別研究員については、資料2-4-1参照。

28事務年度におけるセンターでの主な調査・研究・分析には、「地域金融市場では、寡占度が高まると貸出金利は上がるのか」、「長崎県における地域銀行の経営統合効果について」等がある。前者においては、地域金融の寡占度の上昇が貸出市場に与える影響を見るために、寡占度（市場集中度）の代理変数であるハーフィンダール指数(HHI)が上昇することで貸出金利及び貸出残高がどのように変化するかを分析した。分析結果より、地域金融機関の統合等による寡占度の上昇は、規模の経済性や効率性仮説に示される金融機関の貸出供給の効率化をもたらし、貸出金利を引き下げる効果があり、その効果は、寡占による価格支配力の強まりから引き起こされる貸出金利引き上げ効果よりも大きいことが示された。後者においては、銀行業における規模拡大による効率化の余地は、顧客の利益に適うのか、あるいは供給者の利得を増やすだけなのかについて、長崎県を例に検証がなされた。

28事務年度の調査研究の成果は、計3本の研究成果報告書（ディスカッションペーパー、以下「DP」という。）にまとめられ、ウェブサイト上で公表した。なお、各DPの公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックを行った。28事務年度に公表されたDPについては、資料2-4-2参照。

Ⅲ 産・官・学の連携強化

1. シンポジウムの開催（資料2-4-3参照）

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等をテーマに、シンポジウム等を開催している。

28事務年度は、28年9月に、日本経済新聞社との共催により、国際シンポジウム「フィンテック・サミット」を開催した。本シンポジウムでは、Fintechの現状と潜在力をグローバルに発信し、Fintechエコシステムの整備を加速していくこと等を目的として、欧米等の有識者や当局者等を招聘し、各国の取組みや新たな金融技術がもたらす影響、既存の金融機関の戦略や公的セクターの課題等について活発な議論が行われた。

2. 研究会等の開催

主に中堅・若手研究者が金融に関する最先端の研究内容を発表し、また庁内の中堅・若手職員が金融行政の実務を説明し、その両者の議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とする「金融経済学勉強会」を、大学等研究機関に所属する研究者及び庁内職員の参加を得て開催している。28事務年度は合計12回開催した。

3. 昼休み勉強会（金曜ランチョン）の開催（資料2-4-4参照）

様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマにした勉強会を開催している。28事務年度は合計31回開催した。

第5節 研修

I 金融庁における研修

金融行政は、極めて高い専門性が求められる分野であり、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応し、金融行政の質を高めていくためには、職員の一層の資質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、多様なバックグラウンドを有する職員がそれぞれの専門性と資質に、さらに磨きをかけられるように人材の育成に努めている。

II 研修の実績

1. 概要

研修体系は、一般研修・実務研修・通信研修の3区分で構成される。

なお、一部の研修については、財務（支）局等の職員も受講することから、財務省との共同研修を開催している。

2. 平成28年度の研修方針及び研修計画（資料2-5-1参照）

28年度の研修についても、職員の専門能力の向上、業務に必要な知識・スキルの習得に資する研修の充実を図ることを基本的な方針とし、研修計画を策定した。

3. 28事務年度の研修実施状況（資料2-5-2参照）

（1）概況

28事務年度については、計89コースの研修を実施した。研修の実施に当たっては、実務研修について、業務に合わせた研修スケジュールの弾力化を図ったほか、引続き受講科目を選択できるような仕組みとするなど、研修生がより参加しやすい環境とした。また、従来の金融検査課程及び監督課程については、実務研修のモニタリング課程に整理・統合した。さらに、FintechをはじめとするIT系の分野については、受講機会の拡大や研修内容の充実・強化を図った。

（2）研修区分ごとの研修実施状況

ア. 一般研修

金融の一層のグローバル化に対応するため、実践的な語学力の維持・向上等を目的とした「英語研修」、「中国語研修」を実施したほか、職員のITリテラシーの向上を目的とした「IT・セキュリティ研修」を新たに必修化し実施した。また、管理職員のマネジメント能力向上を目的に「管理者向けマネジメント研修」を新たに実施した。

イ. 実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施する実務研修については、モニタリング課程の「金融モニタリング基礎研修」、「金融

モニタリング総合研修」を実施した。また、ファイナンスにかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「ファイナンス研修」や、先端金融商品にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「先端金融商品研修」などを実施した。

さらに、IT・セキュリティ人材の育成に向け、職員のITに関するさらなる知識向上を目的とした「情報セキュリティマネジメント研修」を新たに実施した。

ウ. 通信研修

通信教材等を用いて習得させる研修として、職員のグローバルな観点でのスキル向上を目的とした「国際人材育成研修」、公認内部監査人資格の取得を目的とした「通信研修（公認内部監査人コース）」などを実施した。

(3) モニタリング担当職員の一層の資質向上に向けた取組み

検査局、監督局に所属するモニタリング担当職員に対して、必要な知識等の習得を目的に、資料2-5-2に記載した、モニタリング課程の「金融モニタリング基礎研修」、「金融モニタリング総合研修」を実施したほか、新しい検査・監督のあり方に機動的かつ柔軟に対応するため、以下の研修等を実施した。（資料2-5-3参照）

ア. モニタリングの質的向上やモニタリング業務内容に適した専門人材の継続的な育成を目的として、外部有識者を積極的に活用し、業界の最新動向や、事業性評価、金融仲介等に関する知見の習得に取り組んだ。その際には、実際のモニタリングを模擬的に体験するロールプレイ方式や、参加者間で議論を行うワークショップなど、より実践的な研修方式に取り組んだ。

イ. モニタリングで蓄積した事例や、モニタリング手法等の共有を目的とした説明会、ワークショップ等を実施した。

ウ. 金融行政方針の一層の浸透を図ることを目的として、各財務（支）局等において説明会等を実施した。

エ. 検査局では、管理職等のさらなるマネジメント力向上を図ることを目的として、検査局幹部を交えたワークショップを実施した。

オ. 基礎能力の向上を目的とした通信研修を実施した。

第6節 行政情報化の推進

I 概要

「官民データ活用推進基本法」に基づき、官民データ活用の推進に関する基本的な計画として、平成29年5月、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定されている。

金融庁においても、情報化統括責任者（CIO：Chief Information Officer）、専門的な知識を有するCIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの統括のもと、以下の取組みを行っている。

- ① 情報システムの調達の適正化及びコスト削減の取組み
- ② セキュリティ・IT人材の確保・育成
- ③ 情報セキュリティ対策の推進

II 取組実績

1. 情報システム調達の適正化及びコスト削減の取組み

(1) 情報システム調達の適正化

情報システムの調達にあたっては、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証することが重要である。

そのため、情報化統括責任者（CIO）である総括審議官、各局総務課長及びCIO補佐官等をメンバーとする「情報システム調達会議」において、政府調達に該当する情報システム調達案件について、

- ① システムの仕様が用途・目的に照らして適切なものとなっているか、
- ② 調達予定価格が過去のSE単価や工数などの実績に照らして適切なものとなっているか

を審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んでいる。

(2) コスト削減への取組み

「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、金融庁においても、情報システムの統廃合や政府共通プラットフォームへの移行に取り組んでいる。

また、一定条件の調達案件については、情報システム投資計画書を策定のうえ、投資による効果を明らかにし、予算執行過程における適切な目標管理に取り組んでいる。

2. セキュリティ・IT人材の確保・育成

政府機関においてセキュリティ対策や情報化を進めるために必要な人材を確保していくための方策として、「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」が28年3月に策定された。

同方針に基づき、各省庁は「セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を策定する必要があり、当庁においても、

- ① 体制の整備
- ② 人材の育成・確保
- ③ キャリアパスの明確化
- ④ 一般職員の情報リテラシーの向上

を骨子とする「金融庁セキュリティ・IT人材育成・確保計画」を同年8月に策定した。

3. 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させるためには、情報セキュリティに係るリスク評価の結果等を踏まえ、計画的に対策を実施することが重要である。

当庁では、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、金融庁情報セキュリティポリシーを定め、同ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための「情報セキュリティ対策推進計画」を毎年度策定しており、28事務年度では、以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

(1) 教育・訓練

全職員を対象として、情報セキュリティに関する知識や最近のサイバー攻撃の手法及び対処方法を盛り込んだ情報セキュリティ研修を実施したほか、幹部職員を対象としたセキュリティ研修を実施した。

また、職員が標的型メール攻撃に対して適切な対応ができるか、不審メール訓練を実施した。

(2) 情報セキュリティポリシー

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定を踏まえ、金融庁情報セキュリティポリシーを改定し、研修や自己点検の実施によりその運用の徹底を図った。

(3) 情報セキュリティ監査

各情報システムのインフラ・ネットワーク、アプリケーションの脆弱性について、外部の第三者による監査を実施したほか、NISCが実施するペネトレーションテスト（模擬攻撃訓練）を活用し、セキュリティ対策の実効性を確認した。

(4) 技術的な対策

情報セキュリティ監査の結果や昨今のウェブサイトシステムへの攻撃を踏まえ、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の導入を実施した。

(5) 情報セキュリティに関する対処能力の向上等

NISCが主催する実践的なサイバー攻撃対処訓練に参加し、セキュリティ

インシデント発生時における事態の早期把握及び被害の発生・拡大防止に向けて迅速かつ的確に対処するための庁内横断的な組織である金融庁CSIRT（Computer Security Incidents Response Team）の対処能力の向上を図るともに対処態勢の有効性の確認を行った。

第7節 報道・広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施

毎週2回の閣議後に実施している大臣記者会見（81回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（18回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ（報道発表件数：421件）。

II 広報活動

1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実（資料2-7-1参照）

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置やトピックス（HPのトップページ上段）への掲載などによる施策の周知・注意喚起などの取り組みを行っている。

平成28事務年度は、NISA（少額投資非課税制度）について、制度のさらなる普及・定着と金融リテラシー向上のための取り組みの1つとして、NISA特設ウェブサイトにて、NISA、ジュニアNISA及びつみたてNISAに関する情報の拡充を行ったほか、政府広報の活用、マスコミからの取材対応を積極的に行った。

また、平成28年熊本地震に関して、特設サイト「平成28年熊本地震関連情報」を設け、被災者に有益と思われる情報の提供を行った。

このほか、29年5月には、政務三役が地域に赴き、重要政策について説明し、現場の方々と意見交換する「車座ふるさとトーク」を実施した。

2. 海外に対する情報発信の強化

英語版ウェブサイトについて、英語で発信すべき情報等を検討し、コンテンツの充実を図ったほか、タイムリーな情報発信を目的として、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週1回発行するとともに、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議に係る意見募集など海外からも関心が高い公表物については、ウェブサイトのトップページに掲載するなどの取り組みを行った。

3. 政府広報の活用（資料2-7-2参照）

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、資料2-7-2のとおり、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

第8節 情報公開等

I 開示請求の動向

1. 行政文書の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、28年度の開示請求の受付件数は299件となっている。

(2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 行政処分等に関する文書
- ② 金融機関等所管する法人に関する文書
- ③ 調査・検査先に関する文書

開示請求の受付及び処理状況（28年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
総務企画局	1	123	15	28	43	25	7	7
検 査 局	0	19	0	7	7	2	0	0
監 督 局	3	98	4	28	32	11	5	9
小 計	4	240	19	63	82	38	12	16
証券取引等 監視委員会	1	26	0	7	7	12	0	9
公認会計士・ 監査審査会	0	33	7	0	7	0	0	26
合 計	5	299	26	70	96	50	12	51

（注1）本表は、28年4月から29年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関情報公開法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注2）29年度における6月末までの開示請求の受付件数は42件である。

(3) 不服申立等

平成28年度における不服申立受理件数は52件、前年度繰越分と併せて9件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、平成 28 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は 3 件であり、同年度中に裁決・決定を行っている。

2. 行政機関の保有する個人情報の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号、17 年 4 月 1 日施行）に基づく、28 年度の開示請求の受付件数は 1,183 件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案
- ② 請求者本人の個別金融機関に対する申立ての応接記録等

開示請求の受付及び処理状況（28 年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開 示決 定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
総務企画局	16	213	28	9	37	6	0	22
検 査 局	2	0	2	0	2	0	0	0
監 督 局	3	10	0	10	10	0	0	1
小 計	21	223	30	19	49	6	0	23
証券取引等 監視委員会	0	1	0	1	1	0	0	0
公認会計士・ 監査審査会	7	968	951	0	951	0	0	24
合 計	28	1,183	981	20	1,001	6	0	47

(注 1) 本表は、28 年 4 月から 29 年 3 月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関個人情報保護法の施行状況調査と同じ定義で計上。

(注 2) 29 年度における 6 月末の開示請求の受付件数は 86 件である。

(3) 不服申立等

平成 28 年度における開示決定等に対する不服申立受理件数は 18 件となっており、うち 4 件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

平成 28 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は 4 件であり、同年度中に裁決・決定を行っている。

Ⅱ 文書管理等の状況

1. 内部管理体制

(1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、情報管理研修を実施(合計14回)。

(2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、28年10月～11月に自主点検を実施。

また、自主点検後、28年12月～29年1月にかけて監査を実施。

さらに、29年5月にフォローアップ監査を実施。

2. 文書管理の状況

(1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、28事務年度(28年7月～29年6月)において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が11件発生した(メール誤送信、ファックスの誤送付、行政文書の紛失など)。

ただし、誤送信は相手方にメール削除を依頼し、対応いただいております。誤送付は文書を後日回収している。行政文書の紛失についても、外部に漏えいした可能性は極めて低く、いずれも2次被害は確認されていない。

(2) 再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

- ① メールの外部送信の手順マニュアルを始めとしたルールの見直し及び職員への周知徹底
- ② 情報管理研修の事務年度早期の受講の励行
⇒ 文書管理・情報管理の重要性を認識させるため、可能な限り全職員が夏季期間中に研修を受講するよう、励行する。

第9節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、平成29年1月以降、金融機関等との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとした。

(参考) 金融機関等との意見交換会の開催実績 (平成28年7月～29年6月)

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11回	11回	11回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	3回	5回	5回
証券会社	投資信託会社	投資顧問業者	金融先物取引業者
7回	2回	2回	1回
信託	外資系事業者団体	貸金業者	監査法人
3回	1回	2回	2回

第10節 パブリック・コメント手続の実績 (資料2-10-1参照)

行政手続法において、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低30日以上意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続(いわゆるパブリック・コメント手続)が義務付けられている。

当庁においては、28年7月から29年6月末までの1年間に、行政手続法を踏まえ、同法に基づく意見公募手続29件のほか、任意の意見公募手続3件、計32件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

第11節 金融行政アドバイザー制度

I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に収集・把握することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民に対して積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に5名配置された金融行政アドバイザーが①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。

（参考1）金融行政アドバイザーの委嘱状況

委嘱者数は各財務（支）局5名、合計55名。内訳は次のとおり。

- ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等） : 15名
- ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 : 18名
- ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等 : 6名
- ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 : 16名

（参考2）金融行政アドバイザーの選定基準

- ① 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者、及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
- ② 財務（支）局管轄内に住所または勤務先のいずれかを有する者。

II 平成28事務年度における取組み

1. 金融行政に関する意見等を報告

28年7月～29年6月、財務（支）局において「金融行政アドバイザー連絡会議」を開催し、アドバイザーから金融行政に関するご意見を頂いた。

寄せられたご意見等は、今後の金融行政の企画・立案及び事務運営の改善のための貴重な材料として役立てるほか、検査・監督の実務において重要な情報として活用することとしている。

2. 金融行政に関する広報に参画

財務（支）局が開催する地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いているほか、アドバイザーが参加する各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第12節 金融行政モニター制度

I 制度の概要（資料2-12-1参照）

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を出すことは難しいとの指摘も受けた。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接、金融行政に対する意見・提言・批判などを伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、平成28年1月29日より運用を開始した。

また、引き続き、金融庁が直接意見等を受け付けるための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からの意見・提言・批判などを積極的に受け入れ、行政に継続的反映させることにより、よりよい金融行政の遂行を目指している。

II 提出された意見等に対する金融庁の対応（資料2-12-2参照）

1. 金融行政モニターにおけるご意見等の受付状況

「金融行政モニター受付窓口」においては、平成28事務年度には24件のご意見等が寄せられた。

また、「金融行政ご意見受付窓口」においては、平成28事務年度には733件のご意見等が寄せられた。

2. 金融行政モニターに寄せられたご意見等に対する金融庁の対応

金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

このうち、寄せられた意見等を踏まえ制度の見直し等を行ったものは以下のとおりである。

(1) 外国銀行支店に係る事業年度の弾力化

銀行法においては、事業年度について一律に4月1日から翌年3月31日と定められているが、母国本国の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ検討した結果、外国銀行支店に係る事業年度については、外国銀行支店の本国の事業年度と同一の期間も選択できるよう、銀行法を改正した。

(2) 現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃

銀行法施行規則等においては、現金等の紛失に係る不祥事件届出の金額基準が、一件当たり100万円以上と定められていた。今般、100万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討した結果、形式的な金額基準を廃止し、各金融機関が業務の特性・規模等を勘案して、業務管理上重大な紛失として認めるものを届出の対象とするよう銀

行法施行規則等を改正した。

(3) 法令の解釈の明確化等

信託業法及び関連法令では、忠実義務の一類型として、信託銀行による銀行勘定と信託勘定との間の取引(自己取引)が原則として禁止されているが、信託契約において、自己取引を行う旨を記載した上で、通常の実取引条件よりも受益者が不利とならない取引条件による取引であること等の条件を満たす場合には日本円の当座貸越を行うことができる旨、法令の解釈の明確化等を行った。

第13節 金融サービス利用者相談室

I 概要（資料2-13-1参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。
3. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
4. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
5. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

II 相談等の受付状況（資料2-13-2参照）

平成28年4月1日から29年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は35,037件となっている。1日当たりの平均受付件数は144件となり27年度（148件）と、ほぼ同水準となっている。そのうち、事前相談の受付件数は950件となっている。
2. 分野別では、預金・融資等が11,042件（32%）、保険商品等が9,215件（26%）、投資商品等が9,750件（28%）、貸金等が3,303件（9%）、金融行政一般・その他が1,727件（5%）となっている。

分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が94件（10%）、保険商品等が27

件（3%）、投資商品等が657件（69%）、貸金等が151件（16%）、金融行政一般・その他が21件（2%）となっている。

3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

（1）預金・融資等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が減少したものの、行政に対する要望等が増加したことなどから、受付件数は27年度（10,868件）と、ほぼ同水準となっている。

（2）保険商品等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が減少したことなどから、受付件数は27年度（10,465件）に比べて減少している。

（3）投資商品等については、不適正な行為に関する相談等が減少したものの、個別取引・契約の結果に関する相談等が増加したことなどから、受付件数は27年度（9,969件）と、ほぼ同水準となっている。このうち、詐欺的な投資勧誘に関する情報は1,108件あり、そのうち632件が何らかの被害があったものである。

（4）貸金等については、行政に対する要望等が減少したものの、個別取引・契約の結果に関する相談等が増加したことなどから、受付件数は27年度（3,298件）と、ほぼ同水準となっている。

4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

（参考）「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

28年4月1日～6月30日・・・28年7月29日公表（第44回）

28年7月1日～9月30日・・・28年10月31日公表（第45回）

28年10月1日～12月31日・・・29年1月31日公表（第46回）

29年1月1日～3月31日・・・29年4月28日公表（第47回）

Ⅲ その他の活動状況

1. 地域住民を対象に、札幌市、金沢市、福岡市、熊本市の計4箇所で開催した「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」において、講演及び会場での出張相談会を開催。

第14節 政策評価への取組み（資料2-14-1～3参照）

金融庁においては、平成14年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：5ヵ年）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：4月～翌年3月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、29年4月から34年3月を計画期間とする案を作成し、政策評価に関する有識者会議（29年6月26日開催）に諮ったところ。

当該基本計画には、「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」や「実績評価における基本政策・施策等一覧」を示している。

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

なお、24年度までは、3～5月頃に新年度の実施計画を定め、8月頃に前年度の評価を実施していたが、PDCAサイクルを有効に機能させるため、25年度からは、5～6月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。

また、25年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、25年度実績評価から、従来3段階の区分で評価していたものを、各府省共通の5段階区分で評価を実施することとした。

（参考1） 「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

- 平成29年度からの5年間にわたる「金融庁の政策評価に関する基本計画」においては、以下の3つを「基本政策」として定めることとした。
 - ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」
 - ・「利用者の保護と利用者利便の向上」
 - ・「市場の公正性・透明性と活力の向上」

これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切である。

- (注) 金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の3つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、今後は、金融行政の目標については視野を広げ、
- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」
 - ・「利用者保護と利用者利便の両立」
 - ・「市場の公正性・透明性と活力の両立」
- の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

- また、上記の3つの「基本政策」のほかに、
- ・ 3つの「基本政策」に関する横断的な課題への対応
 (「IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応」「業務継続体制の確立と災害への対応」等)
- を「横断的施策」とするほか、
- ・ 3つの「基本政策」と「横断的施策」を実施する上での基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」を、これらの政策・施策とは別の取組みとして整理する。

(参考2) 評価の実施状況

年度	実績評価	事前 事業評価	事後 事業評価	総合 評価	規制の事前評 価 (RIA)	租税特別措 置等に係る 政策評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—		
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—		
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件		
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—		
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件	
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	

21年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	—	25件	
22年度	24件 (21年度計画に掲げた政策)	—	3件	—	19件	7件
23年度	24件 (22年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	15件	7件
24年度	24件 (23年度計画に掲げた政策)	1件	2件	—	6件	9件
25年度	20件 (24年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	31件	9件
26年度	20件 (25年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	8件
27年度	20件 (26年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	20件	10件
28年度	20件 (27年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	13件	5件

(備考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：金融機関の健全性確保)
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。(例：金融庁業務支援統合システムの開発)
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。(例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」)
- 規制の事前評価（R I A : Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法。19年10月より評価の実施が義務化された。
- 租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22年5月より評価の実施が義務化された。

第15節 金融庁業務継続計画の策定

1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月策定、22年1月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年6月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。（資料2-15-1参照）

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年8月に策定している。

2. 災害等発生時に備えた訓練

（1）災害対応

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

（2）新型インフルエンザ等対応

新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を行った。

第16節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）、『「日本再興戦略」改訂2014』（26年6月24日閣議決定）、及び金融庁・財務省が共同で開催した「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25年12月13日公表）、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26年6月12日公表）において、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われた。

上記提言を受け、26年4月より、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組みを実施している。

(1) FSA Weekly Review

26年4月22日に公表されたFSA Weekly Reviewより、庁内の各部署が日々ホームページに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でFSA Weekly Reviewとして公表。また、定期的に公表される事案については、日英同時公表を行った。

(2) 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応（ワンストップ窓口）

英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口を設置し、一元的な対応を実施している。28年7月から29年6月末までに、482件の照会が寄せられ、そのうち当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が183件であった。その他に、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が182件、その他の照会が117件寄せられ、それぞれ金融庁内の関係部署との共有を図った。

(3) 法令やガイドライン等の主要な公表物の英語版の作成・公表

28事務年度において、以下の法令や各種ガイドラインのほか、金融レポート及び金融行政方針の概要、並びに改訂版スチュワードシップ・コード、金融審議会ワーキング・グループ報告書等の英語版の作成・公表を行った。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」及び「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」の資料・意見書・議事録の英語版を会議と並行して公表するとともに、内外に意見を募集し、英文でのコメントも多数受け付けた。

このほか、行政の透明性・効率性の確保等の観点を踏まえ、「金融行政方針で掲げた『金融行政の再点検』に係る具体的な取組み」を28年12月に公表しており、同取組みに係る英語版の公表を行った。

【英語版を作成した主な法令】

- ・有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第七十四号）

- による改正まで反映)
- ・金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
 - ・証券金融会社に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
 - ・投資者保護基金に関する命令（平成二十七年内閣府・財務省令第三号による改正まで反映）
 - ・金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第六十三号による改正まで反映）
 - ・金融商品取引所等に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第一号による改正まで反映）
 - ・金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十九号による改正まで反映）
 - ・店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号による改正まで反映）
 - ・上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十七号による改正まで反映）
 - ・金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十九号による改正まで反映）
 - ・投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百九十四号による改正まで反映）

また、「日本再興戦略 2016」（28 年 6 月 2 日閣議決定）において、東京国際金融センター構想推進の観点から「日本拠点の設置を検討している海外のアセット・マネージャー／オーナーに対する一元的な窓口を金融庁内に設置し、相談を受け付ける」との方針が示された。

上記方針を踏まえ、29 年 4 月に、「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設した。このデスクでは、日本への拠点開設を検討中の海外金融事業者から、日本拠点開設に係る金融法令の手続き等に関する相談を受け付けているほか、東京都が 29 年 4 月に開設した金融法令以外の手続き等に関する相談窓口（「金融ワンストップ支援サービス」）とも連携し、一元的な対応を実施している。